

農業共済制度の概要

制度の目的

農業保険法（昭和22年制定）に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補てんする

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補てんしており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払う

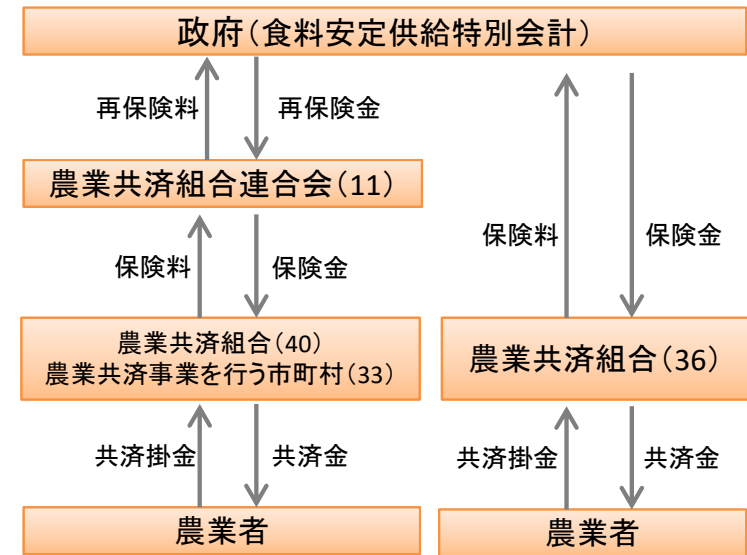
共済事業

共済事業	対象品目等	加入率 (30年産(度))
農作物共済	水稻、陸稻、麦	水 稻：92% 麦：98%
家畜共済	牛、馬、豚	乳用牛：92% 肉用牛：86%
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル	収 穫：23%
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭	72%
園芸施設共済	園芸施設(附帯施設、施設内農作物を含む)	53%

注1 家畜共済には、死亡廃用共済(家畜の資産価値を補てん)と疾病傷害共済(家畜の診療費を補てん)がある。
 2 果樹共済には、収穫共済(果実の収穫量の減少等を補てん)と樹体共済(樹体の損傷等を補てん)がある。
 3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノーレ、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平をいう。
 4 以上のほか、任意共済を実施(建物、農機具が対象。ただし、掛金の国庫負担はなし)
 5 加入率は、作物は面積ベース、家畜・園芸施設は戸数ベースで算出。

事業運営体制

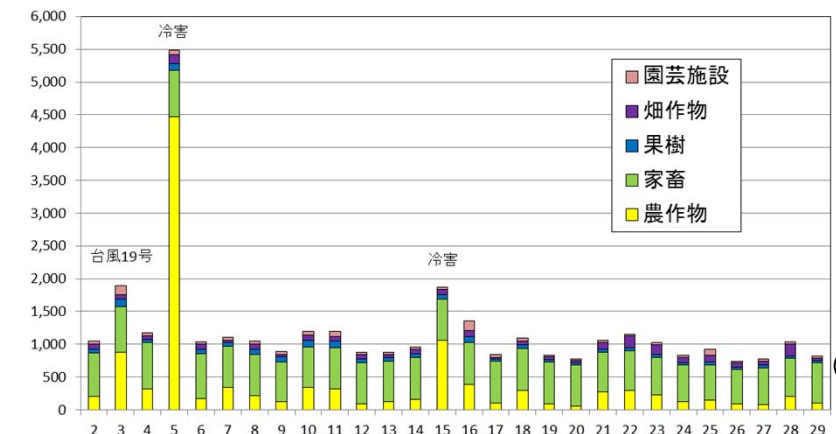
令和元年11月現在



国の補助

- 農業者が支払う共済掛金の一定割合（原則50%）を国が負担（農業者の実質掛金負担は平均2.2%）
- 農業共済団体の事務に係る費用の一部を国が負担

共済金支払状況



(2019.11)

対象事故

【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因（地震、噴火を含む。）による災害、火災、病虫害、鳥獣害 等

【家畜共済】

家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

家畜共済の概要

1 共済事業

(1) 死亡廃用共済（生命保険に類似した制度）

家畜の死亡又は廃用による損害を対象として補償

(2) 疾病傷害共済（医療保険に類似した制度）

家畜の疾病又は傷害の診療費用を対象として補償

2 共済目的

牛、馬、豚

3 共済事故

(1) 死亡廃用共済

家畜の死亡及び廃用（と畜を除く。）

(2) 疾病傷害共済

家畜の疾病及び傷害

※ 飼養頭数や養畜の経験年数等について基準を満たす者は、特定の共済事故（火災、伝染病又は自然災害による死亡廃用事故等）以外の事故を共済事故としないことができる。その場合、共済掛金が割り引かれる。

4 加入資格

牛、馬又は豚について養畜の業務を営み、かつ、組合等の区域内に住所を有すること

5 共済掛金期間

組合等が共済掛金の支払を受けた日の翌日から1年間

6 共済金額

共済金額とは、共済事故による損害が発生したときに、組合等が支払う共済金の最高限度額であり、次により設定

(1) 死亡廃用共済

共済価額の2割（肉豚は4割）から8割の範囲内で、農業者が申し出た金額

$$\text{共済価額} \times 2\text{割} \leq \boxed{\text{共済金額}} \leq \text{共済価額} \times 8\text{割}$$

（肉豚は4割）

※ 共済価額とは、家畜の資産価値であり、組合等が設定。

(2) 疾病傷害共済

支払限度額の範囲内で、農業者が申し出た金額

※ 支払限度額とは、期首の飼養家畜の価額の合計金額（農林水産大臣が定める金額が上限）に支払限度率を乗じたもの。

7 共済掛金

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

- ※1. 共済掛金には、牛及び馬については50%、豚については40%の国庫負担がある（平成31年4月から国庫負担限度額を引上げ）。
- 2. 共済掛金率については、農林水産大臣が定める共済掛金標準率を基礎として、組合等が危険段階別共済掛金率を設定する。農業者には被害の発生状況に応じた危険段階区分の掛金率が適用される。

8 共済金

(1) 死亡廃用共済

次式で算定される共済金を支払い

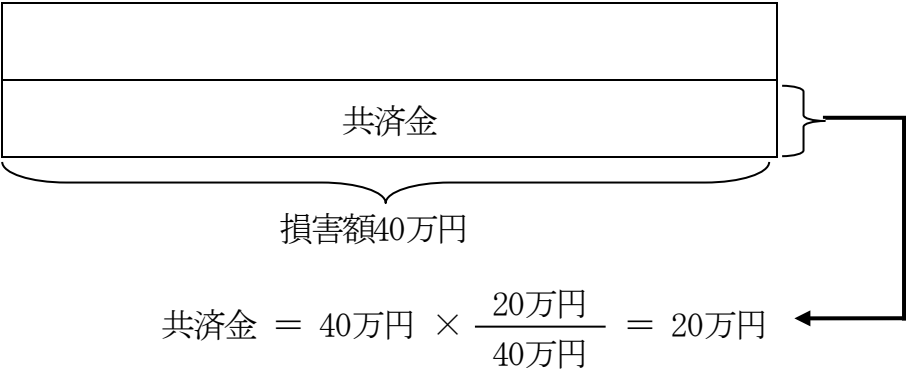
$$\text{共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

※ 損害額は、共済価額から事故家畜に係る肉代、補償金等の収入を控除した金額。

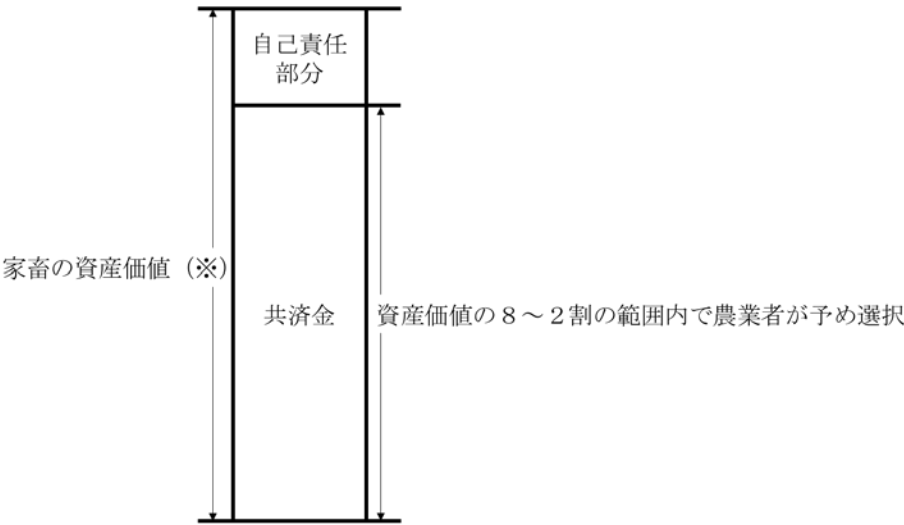
$\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$ が5割の場合

- ・ 共済価額40万円
 - ・ 共済金額20万円（農業者が選択）
 - ・ 損害額40万円

の場合



(参考) 死亡廃用共済の補てんの仕組み



- ※ 1. 搾乳牛等の固定資産的家畜の資産価値は、共済掛金期間の期首の資産価値。
2. 肥育牛等の棚卸資産的家畜の資産価値は、事故発生時の資産価値。

(2) 疾病傷害共済

次式で算定される共済金を支払い

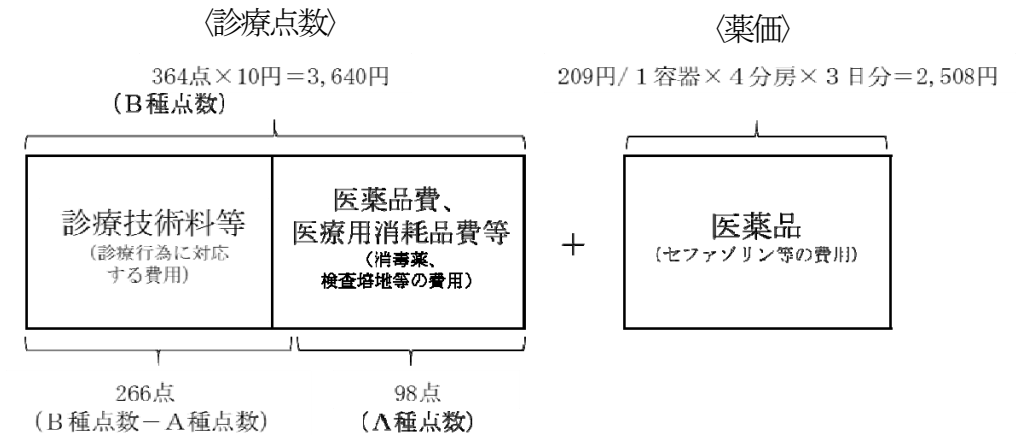
$$\text{共済金} = (\text{診療点数} \times 10\text{円} + \text{薬価} \times \text{使用量}) \times \frac{90}{100}$$

- ※1. 診療点数とは、人の医療保険と同様に、診療行為等に要した費用を種別ごとに点数化したもの。診療点数のうち、診療行為等に要した費用全体に対応する点数をB種点数、医療用消耗品費等の直接費に対応する点数をA種点数という。
2. 薬価は、医薬品ごとに定められた薬価基準に基づく。
3. 制度改正により、令和2年1月から初診料を含む診療費全体に1割の自己負担を設ける（現行では初診料は10割自己負担）。

自己負担（1割）
共済金（9割）

診療費（初診料を含む。）

(参考) 乳房炎の場合（例）



$$\text{共済金} = (3,640\text{円} + 2,508\text{円}) \times \frac{90}{100} = 5,533\text{円}$$

(参考) 共済関係の単位

(1) 死亡廃用共済

牛	搾乳牛	満24月齢以上の乳牛の雌であって、搾乳の用に供されるもの
	繁殖用雌牛	満24月齢以上の肉用牛の雌であって、繁殖の用に供されるもの
	育成乳牛 (子牛等選択あり)	満24月齢未満の乳牛の雌（子牛及び牛の胎児（以下「子牛等」という。）を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。）及び牛の胎児のうち乳牛であるもの
	育成乳牛 (子牛等選択なし)	満24月齢未満の乳牛の雌（子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）
	育成・肥育牛 (子牛等選択あり)	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛（子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものに限る。）並びに牛の胎児のうち乳牛でないもの
	育成・肥育牛 (子牛等選択なし)	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛（子牛等を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）
	乳用種種雄牛	種雄牛であって、乳用種に属するもの
	肉用種種雄牛	種雄牛であって、肉用種に属するもの
馬	繁殖用雌馬	満36月齢以上の馬の雌であって、繁殖用に供されるもの
	育成・肥育馬	繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬
	種雄馬	種雄馬
豚	種豚	種豚
	特定肉豚	群単位肉豚以外の肉豚
	群単位肉豚	農業保険法施行規則第104条に規定する肉豚（離乳の日を同一とする肉豚の郡を飼養区分とする肉豚）

(2) 疾病傷害共済

牛	乳用牛 (子牛選択あり)	乳牛の雌（子牛を共済目的とする共済関係に付されているに限る。）
	乳用牛 (子牛選択なし)	乳牛の雌（子牛を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）
	肉用牛 (子牛選択あり)	乳用牛及び種雄牛以外の牛（子牛を共済目的とする共済関係に付されているに限る。）
	肉用牛 (子牛選択なし)	乳用牛及び種雄牛以外の牛（子牛を共済目的とする共済関係に付されているものを除く。）
	乳用種種雄牛	種雄牛であって、乳用種に属するもの
	肉用種種雄牛	種雄牛であって、肉用種に属するもの
馬	一般馬	繁殖用雌馬及び育成・肥育馬
	種雄馬	種雄馬
豚	種豚	種豚

9 事業実績

(1) 加入農家数

(単位:戸、頭、円)

	加入農家数 (加入率)			加入頭数 1戸当たり	共済金額 1戸当たり	共済掛金 (農家負担額) 1戸当たり
	平成28年度	29年度	30年度	30年度	30年度	30年度
乳用牛	14,557 (91.3)	13,985 (91.5)	13,534 (92.4)	96	28,344,509	1,572,478
肉用牛	43,045 (88.4)	41,141 (88.1)	40,652 (86.1)	39	12,450,027	296,604
馬	1,546 (74.7)	1,519 (76.4)	1,469 (77.2)	12	17,640,179	325,598
種豚	762 (23.3)	732 (24.5)	719 (26.5)	283	14,610,166	239,316
肉豚	577 (16.9)	562 (17.8)	557 (19.5)	3,718	42,140,876	1,954,065

(2) 加入頭数 (胎児を除く。)

(単位:頭、円)

	加入頭数			(参考) 制度改正後		共済掛金 (農家負担額) 1頭当たり
	平成28年度	29年度	30年度	31年1～3月		30年度
乳用牛	1,257,020	1,242,188	1,159,234	死産	102,371	16,442
				病傷	71,186	
肉用牛	1,570,878	1,573,464	1,379,823	死産	376,839	7,510
				病傷	217,464	
馬	16,433	16,705	16,637	死産	383	27,066
				病傷	379	
種豚	192,848	200,670	165,605	死産	57,647	845
				病傷	4,778	
肉豚	1,836,272	2,004,929	1,691,467	死産	379,369	643

(3) 共済掛金

(単位:100万円)

		共済掛金			(参考) 制度改正後	
		平成28年度	29年度	30年度	31年1～3月	
					死産	病傷
総共済掛金		60,634	60,143	57,165	3,160	1,970
	農家負担額	31,918	32,500	31,101	1,699	1,001
	国庫負担額	28,716	27,642	26,065	1,461	969
	乳用牛	37,579	36,746	35,766	1,308	924
	農家負担額	19,233	19,377	19,060	671	465
	国庫負担額	18,345	17,368	16,706	636	460
	肉用牛	20,387	20,731	18,623	1,618	1,030
	農家負担額	11,090	11,522	10,362	888	527
	国庫負担額	9,297	9,209	8,261	730	503
	馬	683	707	742	9	3
	農家負担額	399	420	450	5	1
	国庫負担額	284	286	291	4	1
	種豚	315	267	228	33	13
	農家負担額	194	165	140	20	8
	国庫負担額	122	102	88	13	5
	肉豚	1,670	1,692	1,808	192	
	農家負担額	1,002	1,015	1,088	115	
	国庫負担額	668	677	719	77	

(4) 事故頭(件)数

(単位:頭、件、円)

		事故頭(件)数			事故頭(件)数 1戸当たり	共済金 1頭(件)当たり
		平成28年度	29年度	30年度	30年度	30年度
乳用牛	死産	151,116	148,001	149,322	11.0	147,892
	病傷	1,334,996	1,313,387	1,317,982	97.4	12,862
肉用牛	死産	59,508	62,930	65,295	1.6	176,314
	病傷	1,072,624	1,101,477	1,120,231	27.6	9,928
馬	死産	517	549	515	0.4	962,841
	病傷	13,905	13,211	13,849	9.4	16,464
種豚	死産	4,519	4,568	4,661	6.5	46,619
	病傷	7,166	9,089	8,176	11.4	7,974
肉豚	死亡	171,700	195,640	226,680	407.0	8,901

(5) 共済金

(単位:100万円)

			平成28年度	29年度	30年度
総共済金			59,108	62,249	64,884
	死廃	病傷	31,333	35,277	37,684
			27,775	26,972	27,200
			35,246	35,632	36,015
	乳用牛	死廃	18,651	20,053	20,585
		病傷	16,595	15,579	15,429
			21,277	23,957	25,849
	肉用牛	死廃	10,361	12,847	14,368
		病傷	10,916	11,110	11,481
			731	758	765
	馬	死廃	519	547	537
		病傷	212	211	228
			231	247	260
	種豚	死廃	178	174	199
		病傷	53	72	62
	肉豚	死亡	1,623	1,655	1,995

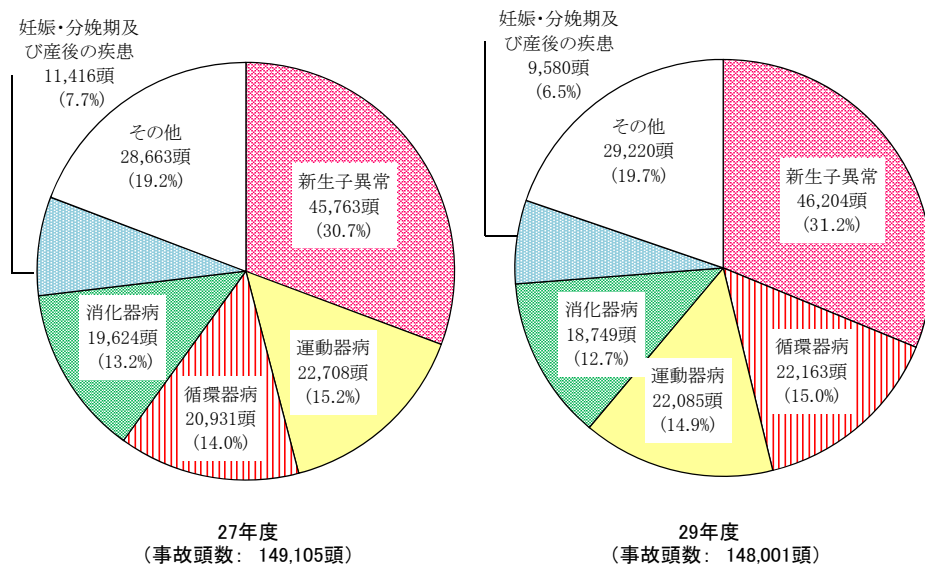
- (備考) 1. 農林水産省調べ。
 2. 30年度は速報値。また、(5)は制度改正前の実績を組替集計したもの。
 3. 乳用牛は乳用種種雄牛を、肉用牛は肉用種種雄牛を、馬は種雄馬をそれぞれ含む。

(参考) 産業動物診療体制

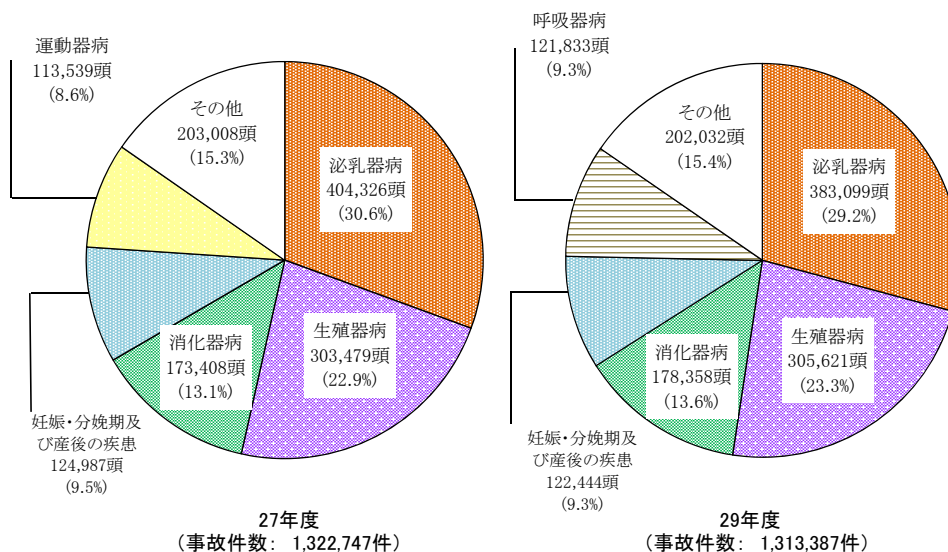
- ① 産業動物診療獣医師数 (平成28年末現在)
 4,270人
 ② 農業共済団体等の診療体制 (30年4月1日現在)
 家畜診療所設置数 231箇所
 家畜診療所の獣医師数 1,716人

(6) 病類別事故頭数の推移

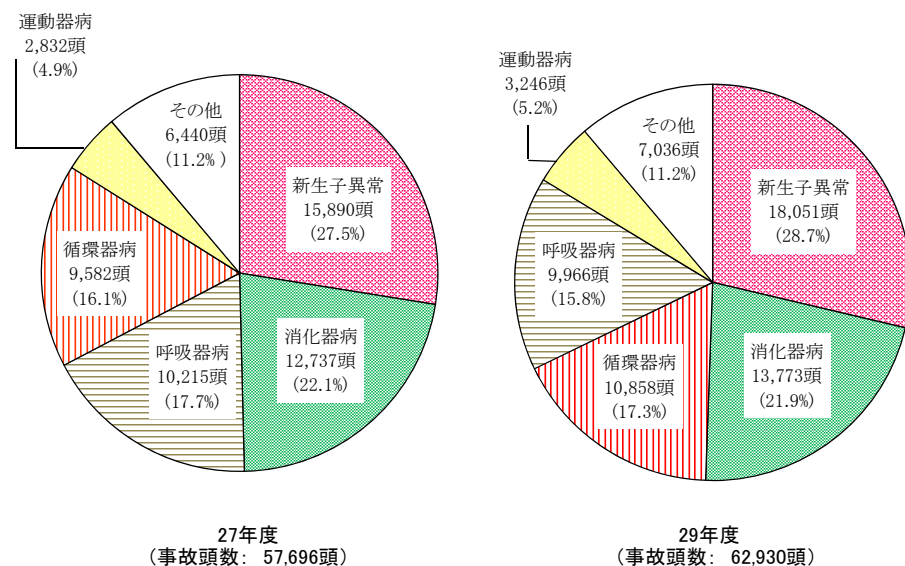
死廃事故(乳用牛)



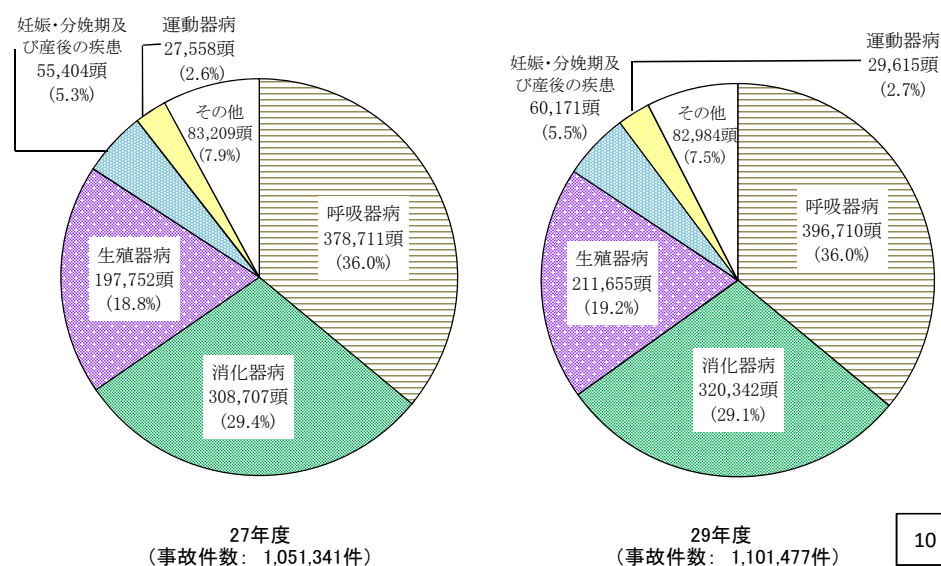
病傷事故(乳用牛)



死廃事故(肉用牛)



病傷事故(肉用牛)



(備考)農林水産省調べ。

(7) 都道府県別加入状況 (平成30年度)

(単位:戸、%)

都道府県名	乳用牛			肉用牛			馬			種豚			肉豚		
	有資格 農家数	加 入 農家数	加入率	有資格 農家数	加 入 農家数	加入率	有資格 農家数	加 入 農家数	加入率	有資格 農家数	加 入 農家数	加入率	有資格 農家数	加 入 農家数	加入率
北海道	5,920	5,661	95.6	5,189	2,103	40.5	1,410	1,211	85.9	130	40	30.8	139	38	27.3
青森県	167	118	70.7	802	616	76.8	102	8	7.8	44	5	11.4	47	6	12.8
岩手県	844	756	89.6	4,279	4,187	97.8	118	81	68.6	38	9	23.7	95	15	15.8
宮城県	490	399	81.4	3,114	2,935	94.3	5	2	40.0	87	8	9.2	99	6	6.1
秋田県	88	82	93.2	787	745	94.7	1	0	0.0	49	23	46.9	54	22	40.7
山形県	234	223	95.3	646	641	99.2	5	2	40.0	64	43	67.2	67	43	64.2
福島県	299	254	84.9	1,191	1,109	93.1	103	75	72.8	33	19	57.6	35	19	54.3
茨城県	317	283	89.3	478	377	78.9	0	0	0.0	226	116	51.3	220	88	40.0
栃木県	655	567	86.6	846	713	84.3	0	0	0.0	88	11	12.5	85	10	11.8
群馬県	492	457	92.9	498	251	50.4	0	0	0.0	185	26	14.1	183	21	11.5
埼玉県	189	173	91.5	131	61	46.6	0	0	0.0	67	9	13.4	77	5	6.5
千葉県	548	529	96.5	245	193	78.8	0	0	0.0	189	105	55.6	181	69	38.1
東京都	44	40	90.9	29	19	65.5	1	1	100.0	4	0	0.0	4	0	0.0
神奈川県	170	152	89.4	55	40	72.7	0	0	0.0	36	12	33.3	37	12	32.4
新潟県	176	173	98.3	239	217	90.8	0	0	0.0	81	52	64.2	83	38	45.8
富山県	37	35	94.6	35	22	62.9	0	0	0.0	12	3	25.0	13	5	38.5
石川県	49	45	91.8	75	30	40.0	0	0	0.0	11	5	45.5	13	5	38.5
福井県	20	20	100.0	54	29	53.7	0	0	0.0	3	3	100.0	5	1	20.0
山梨県	56	55	98.2	60	57	95.0	2	2	100.0	12	10	83.3	13	9	69.2
長野県	296	282	95.3	383	327	85.4	4	1	25.0	39	6	15.4	58	1	1.7
岐阜県	104	93	89.4	474	454	95.8	14	13	92.9	26	11	42.3	29	12	41.4
静岡県	199	175	87.9	129	101	78.3	1	0	0.0	81	17	21.0	87	12	13.8
愛知県	273	236	86.4	254	175	68.9	2	0	0.0	144	5	3.5	151	4	2.6
三重県	38	33	86.8	137	115	83.9	0	0	0.0	34	2	5.9	39	0	0.0
滋賀県	46	39	84.8	90	88	97.8	1	1	100.0	2	0	0.0	4	0	0.0
京都府	50	47	94.0	65	46	70.8	0	0	0.0	0	0	0.0	3	0	0.0
大阪府	20	14	70.0	7	1	14.3	0	0	0.0	2	0	0.0	6	0	0.0
兵庫県	267	251	94.0	1,299	1,262	97.2	0	0	0.0	7	1	14.3	9	1	11.1
奈良県	44	43	97.7	37	25	67.6	0	0	0.0	5	0	0.0	6	0	0.0
和歌山県	11	8	72.7	52	31	59.6	0	0	0.0	0	0	0.0	9	0	0.0
鳥取県	121	119	98.3	287	276	96.2	0	0	0.0	2	0	0.0	20	1	5.0
島根県	106	105	99.1	900	893	99.2	17	15	88.2	8	4	50.0	8	4	50.0
岡山県	239	225	94.1	402	362	90.0	1	1	100.0	9	0	0.0	9	0	0.0
広島県	142	139	97.9	550	538	97.8	0	0	0.0	13	4	30.8	16	5	31.3
山口県	53	53	100.0	404	395	97.8	1	1	100.0	6	2	33.3	7	2	28.6
徳島県	93	78	83.9	158	100	63.3	1	0	0.0	16	0	0.0	18	0	0.0
香川県	74	74	100.0	155	152	98.1	0	0	0.0	17	10	58.8	17	7	41.2
愛媛県	103	103	100.0	168	154	91.7	0	0	0.0	58	13	22.4	64	11	17.2
高知県	58	48	82.8	148	126	85.1	3	1	33.3	12	8	66.7	12	8	66.7
福岡県	206	199	96.6	163	141	86.5	5	0	0.0	33	6	18.2	15	3	20.0
佐賀県	41	39	95.1	618	604	97.7	0	0	0.0	2	0	0.0	3	0	0.0
長崎県	145	126	86.9	2,504	2,401	95.9	0	0	0.0	60	20	33.3	65	21	32.3
熊本県	548	496	90.5	2,410	2,199	91.2	29	25	86.2	122	2	1.6	110	1	0.9
大分県	106	93	87.7	1,163	1,105	95.0	2	0	0.0	32	7	21.9	39	7	17.9
宮崎県	232	209	90.1	5,640	5,361	95.1	13	12	92.3	191	68	35.6	158	36	22.8
鹿児島県	180	161	89.4	7,555	7,126	94.3	9	5	55.6	298	18	6.0	302	9	3.0
沖縄県	63	24	38.1	2,320	1,749	75.4	52	12	23.1	137	16	11.7	141	0	0.0
計	14,653	13,534	92.4	47,225	40,652	86.1	1,902	1,469	77.2	2,715	719	26.5	2,855	557	19.5

(備考) 農林水産省調べ。速報値。